

山口市建設工事標準請負契約約款及び山口市建設コンサルタント業務等約款の改正について（令和２年１０月１日改正）

1 改正概要

（１）建設業法改正に伴う、次の点についての改正

①【工事・コンサル共通】約款第２３条の２関係

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととし、加えて、建設コンサルタント業務等においても同様の取扱いとすることとしました。

②【工事のみ】約款第１０条、第１２条及び第５３条関係

改正建設業法において、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）について規定されたため、該当箇所に監理技術者補佐を追加しました。

（２）その他、文言整理及び字句修正

※詳細は別紙の新旧対照表のとおりです。

2 適用期日

令和２年１０月１日以後に契約を締結する建設工事又は建設コンサルタント業務等から適用します。

○山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単償用）

新旧対照表

新	旧
第1条～第9条 省略 （現場代理人及び主任技術者等） 第10条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。 2 受注者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。） 、同条第3項ただし書に規定する監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。 3～5 省略 6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 第11条 省略 （工事関係者に関する措置請求） 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するため	第1条～第9条 省略 （現場代理人及び主任技術者等） 第10条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。 2 受注者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。） _____ _____ 又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者、監理技術者_____ 又は専門技術者を変更したときも同様とする。 3～5 省略 6 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 第11条 省略 （工事関係者に関する措置請求） 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するため

に使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。 3～5 省略 第13条～第23条 省略 <u>(著しく短い工期の禁止)</u> <u>第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u> 第24条～第49条 省略 (発注者の違約金請求等) 第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。 (1) 第42条又は第43条_____の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。 (2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。 (3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。 イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人 ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第	に使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。 3～5 省略 第13条～第23条 省略 第24条～第49条 省略 (発注者の違約金請求等) 第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。 (1) 第42条又は第43条<u>若しくは第43条の2</u>の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。 (2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。 (3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。 イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人 ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第
---	---

1 項の規定により選任された管財人 ハ 受注者について民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 3 3 条第 1 項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人 2 ～ 3 省略 （不正行為に伴う損害の賠償） 第 4 9 条の 3 省略 2 省略 3 前 2 項の規定は、第 3 1 条第 4 項<u>又は第 5 項（第 3 8 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u>の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。 4 省略 （契約不適合責任期間等） 第 5 1 条 省略 2 ～ 5 省略 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意<u>又は</u>____重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。 7 ～ 8 省略 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 9 4 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 6 4 号）第 5 条____に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、1 0 年とする。この場合において、<u>前各項</u>の規定は適用しない。 1 0 省略	1 項の規定により選任された管財人 ハ 受注者について民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 3 3 条第 1 項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人 2 ～ 3 省略 （不正行為に伴う損害の賠償） 第 4 9 条の 3 省略 2 省略 3 前 2 項の規定は、第 3 1 条第 4 項<u>から第 6 項まで</u>____の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。 4 省略 （契約不適合責任期間等） 第 5 1 条 省略 2 ～ 5 省略 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意<u>若しくは</u>重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。 7 ～ 8 省略 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 9 4 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 6 4 号）第 5 条<u>第 1 項</u>に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、1 0 年とする。この場合において、<u>前各行</u>の規定は適用しない。 1 0 省略
---	--

第 5 2 条 省略 (あっせん又は調停) 第 5 3 条 省略 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>監理技術者等</u>又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 1 2 条第 3 項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。 第 5 4 条～第 5 6 条 省略	第 5 2 条 省略 (あっせん又は調停) 第 5 3 条 省略 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者若しくは監理技術者</u>又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 1 2 条第 3 項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。 第 5 4 条～第 5 6 条 省略
---	---

適用期日：令和 2 年 1 0 月 1 日以後に契約を締結する工事から適用する。

○山口市建設コンサルタント業務等約款

新旧対照表

新	旧
第 1 条～第 2 3 条 省略 <u>（適正な委託期間の設定）</u> <u>第 2 3 条の 2 発注者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u> 第 2 4 条～第 2 7 条 省略 （不可抗力による損害） 第 2 8 条 成果品の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者<u>と</u>受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等 に供される業務の出来形部分（以下「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 第 2 9 条～第 3 5 条 省略 （部分引渡し） 第 3 6 条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したとき_____は、第 3 0 条中「業務」とあるのは「第 3 6 条第 1 項の指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「第 3 6 条第 1 項の指定部分に係る成果品」と、同条第 4 項及び第 3 1 条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。	第 1 条～第 2 3 条 省略 第 2 4 条～第 2 7 条 省略 （不可抗力による損害） 第 2 8 条 成果品の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者<u>及び</u>受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等 に供される業務の出来形部分（以下「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 第 2 9 条～第 3 5 条 省略 （部分引渡し） 第 3 6 条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したとき<u>について</u>は、第 3 0 条中「業務」とあるのは「第 3 6 条第 1 項の指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「第 3 6 条第 1 項の指定部分に係る成果品」と、同条第 4 項及び第 3 1 条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 省略 3 前2項の規定において準用する第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に対する委託料相当額」及び第2号中「引渡部分に対する委託料相当額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第30条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 (1)～(2) 省略 第37条～第48条 省略 (発注者の違約金請求等) 第48条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。 (1) 第40条又は第41条_____の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。 (2)～(3) 省略 2 省略 (不正行為に伴う損害の賠償) 第48条の3 省略 2 省略 3 前2項の規定は、第30条第3項又は第4項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。 4 省略 第49条～第55条	2 省略 3 前2項_____において準用する第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に対する委託料相当額」及び第2号中「引渡部分に対する委託料相当額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において読み替えて準用する第30条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 (1)～(2) 省略 第37条～第48条 省略 (発注者の違約金請求等) 第48条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。 (1) 第40条又は第41条若しくは第41条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。 (2)～(3) 省略 2 省略 (不正行為に伴う損害の賠償) 第48条の3 省略 2 省略 3 前2項の規定は、第30条第3項から第5項まで_____の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。 4 省略 第49条～第55条
---	---

別紙①・② 省略	別紙①・② 省略
----------	----------

適用期日：令和２年１０月１日以後に契約を締結する建設コンサルタント業務等から適用する。